

**【令和6年4月1日施行】建築士事務所の登録・閲覧等の事務を行う
指定事務所登録機関の指定について**

建築士法第26条の3第1項の規定に基づき、建築士事務所の登録の実施に関する事務並びに建築士事務所名簿を閲覧に供する事務（以下、「建築士事務所登録等事務」といいます。）を県に代わって行う機関（以下、「指定事務所登録機関」といいます。）を次のとおり指定しましたのでお知らせします。

この指定に伴い、これまで土木部建築指導課で行っていた建築士事務所登録等事務は、令和6年4月1日から指定事務所登録機関が行います。

1 指定日

令和5年11月20日

2 指定事務所登録機関の名称及び住所

一般社団法人香川県建築士事務所協会 香川県高松市天神前5番18号

3 指定事務所登録機関において建築士事務所登録等事務を開始する日

令和6年4月1日

4 指定事務所登録機関において行う業務

- (1) 建築士事務所の登録事務（新規、更新、削除）
- (2) 建築士事務所の変更・廃業等の届出の受理
- (3) 建築士事務所登録簿の閲覧事務
- (4) 建築士事務所の登録証明書の交付事務

※これにより、建築士事務所に関する諸手続きの窓口はすべて一般社団法人香川県建築士事務所協会となります。なお、「建築士法第23条の6の規定による設計等の業務に関する報告書」は、引き続き、香川県土木部建築指導課まで提出をお願いします。

5 登録手数料について

- (1) 金額に変更はありません。（一級 17,000円、二級 12,000円）
- (2) 現金及び銀行口座振込（香川県収入証紙ではなくなります。）

6 建築士事務所登録等事務に関するお問い合わせ先

一般社団法人香川県建築士事務所協会

香川県高松市天神前5番18号 ルモンド田中ビル3階

TEL 087-812-3201

FAX 087-812-3202

<https://www.sekkei-kagawa.or.jp>